

平成18年6月6日

株主各位

愛知県小牧市大字大草字年上坂5823番地

santec株式会社

代表取締役社長 鄭 台 鎬

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月21日（水曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県小牧市大字大草字年上坂5823番地
当社 santecホール
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」
をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第27期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第27期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）貸借対照表及び損益計算書報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 第27期損失処理案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www2.santec-net.co.jp/about/soukai.htm>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

営業報告書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

1) 全般の状況

当連結会計年度における光通信市場は、前連結会計年度と比較して回復の兆しが見られ、厳しい中にも徐々に明るさが見え始めました。世界的な通信トラフィックの増大に伴って、通信機器への設備投資回復が実感されるようになりました。

地域別に見ますと、日本において、通信キャリアによるF T T Hサービスの全国的な普及や、F T T Hを利用したトリプルプレイサービス（一本の光ファイバで波長多重技術の利用によりデータ通信・音声通話・映像配信のサービスを同時に提供すること）の提供が開始されるなどの動きがありました。また、V o I P（I P網を利用した音声通信技術）の利用が平成17年12月末の時点で10億件を突破したこと、無料の映像配信サービスが数百万人の利用者を集めたことなど、大容量通信時代の訪れを感じさせる動きがありました。北米においても、引き続き急速なブロードバンド化の進展が見られ、通信設備への投資についてもキャリア間のサービス競争を背景に積極的な動きが見られました。欧州においても、通信網のI P化などに関連して各国通信キャリアの積極的な姿勢が報じられております。

こうした環境を背景として、当企業集団における光部品関連事業は、全拠点において昨年度に比して増収となりました。特に日本においては通信キャリアによるメトロネットワーク通信設備向けの受注を獲得したほか、トリプルプレイ向けのフィルタ製品を受注したことが大幅に売上高を押し上げることとなりました。北米においても、主要顧客への重点的な営業により受注獲得に努めた結果、増収となり、ヨーロッパでは通信キャリア向けの設備投資増加に伴う受注獲得に成功し、売上が倍増する結果となりました。

一方、光測定器関連事業では、他社にない競争

優位な光部品検査・測定向け製品の大学・研究所への販売強化を図るとともに、通信機器ベンダー、光部品メーカー等へも積極的にアプローチいたしましたが、設備投資の流れがまだ測定器市場にまでは届いておらず、課題を残しました。結果として新製品の広帯域光源が成長したことにより増収を実現したものの、完全な回復には至っていない状況です。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,406百万円となり前連結会計年度(1,773百万円)に比較して35.7%増加しました。光通信用部品を中心として価格競争並びに価格圧縮圧力は依然強い中、当社としましてはそれを上回る原価低減や海外調達によるコスト圧縮に努めてまいりました。この結果、売上原価は1,576百万円と前連結会計年度(1,451百万円)より125百万円増加するにとどまり、売上原価率(売上原価/売上高)は65.5%と前連結会計年度(81.9%)より16.4ポイントの改善となりました。売上総利益は829百万円と前連結会計年度(321百万円)より508百万円増加となりました。

営業損失は、259百万円(前年度は879百万円)となり、前連結会計年度に比べ619百万円改善しました。経常損失は300百万円(前連結会計年度は907百万円)となり、606百万円改善しました。

なお特別損益といたしましては、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用したことに伴う、遊休不動産の評価損失8百万円や、製品の改版や対象製品の著しい需要減少に伴うたな卸資産廃棄損と商品評価損で16百万円等の特別損失25百万円を計上しました。また、有価証券の売却による利益7百万円など特別利益9百万円を計上しました。これにより当期純損失は、303百万円と前連結会計年度(986百万円)より682百万円の赤字幅の改善となりました。

2) 事業別の状況

当連結会計年度においては、すべての事業において前連結会計年度に比べ増収となりました。

光部品関連事業の連結売上高は、1,697百万円となり、前連結会計年度(1,234百万円)に比較して37.5%増加しました。日本において新製品であるトリプルプレイフィルタの受注があったことや、EUにおいてWDM装置向けの製品が好調であったことによります。

光測定器関連事業の連結売上高は、567百万円となり、前連結会計年度（470百万円）に比較して20.6%増加しました。これは新分野製品である広帯域光源の売上が伸びたことが主たる要因となっています。

新規事業分野のシステム・ソリューション事業の売上高は、134百万円となり、前連結会計年度（64百万円）に比較して109.3%増加となりました。

売上高の内訳

(単位：千円)

	第26期 (H16.4~H17.3)	第27期 (H17.4~H18.3)	構成比	前期比
光部品関連事業	1,234,592	1,697,771	70.5%	137.5%
光測定器関連事業	470,915	567,719	23.6	120.6
その他	67,727	141,021	5.9	208.2
合計	1,773,236	2,406,512	100.0	135.7

(2) 企業集団の対処すべき課題

当企業集団が属する光通信業界は、北米・日本の通信会社からの光通信回線設備投資計画の相次ぐ発表や光化投資の前倒しが行なわれるなど回復の兆しがみられるものの、北米の通信会社の再編及び競合他社との低価格競争の激化などの不安定要素もあり、先行きを占うのが大変難しい状況が続いております。

このような状況のなかで、当企業集団は平成19年3月期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の基本方針として、「受注の拡大と徹底した原価低減による黒字転換の実現」を掲げ、以下の課題に取り組むことで付加価値の高い新製品の販売比率を高めていくと同時に、経費節減及び原価低減をすすめ、事業収益構造の改善を進めてまいります。

①連結売上高30.2億円の達成と収益確保

プロダクト・マネージャーによる製品別戦略の明確化と営業フロントとの連携による営業力強化を図るとともに、主要重点顧客に対する密着営業により営業情報収集力を強化し受注獲得につなげてまいります。

また、収益性の高い新分野製品の事業拡大に注力し、売上の増加とともに収益の増加にも努めてまいります。

②新製品開発による製品競争力の強化と事業領域拡大

研究開発部門においては、大学、研究所、他企業等の外部とのコラボレーションによる技術開発強化をすすめ、開発スピードの向上や新分野製品の開発による新市場開拓に積極的にチャレンジするとともに、原価率30%を目指した新製品開発及び新製品の売上高への寄与率30%を目指してまいります。

③原価低減

当企業集団は、設計改善による従来機種の原価低減、材料費圧縮のための調達先拡大、海外提携先での製造委託拡大などにより、さらなる原価低減を図ってまいります。

製造工数の削減につきましては、生産要員の多能工化と製造工程のセル生産化の拡大・レベルアップによる加工費低減を目指すことで実現いたします。また、国内だけでなく海外委託先への指導を強化し、品質の向上とともに工数圧縮によるコストダウンを目指します。加えて、引き続き新製品の試作品製造の段階から、生産部門における量産体制の整備を行い、品質の安定した量産と原価低減を追求してまいります。

④コーポレートガバナンスの充実

当企業集団は、事業を継続する上でのリスクマネジメント並びに企業統治を確立するために、内部統制システムの構築に力を入れてまいります。主として社内規程によるコントロールを強化し、内部監査によるチェックを重点的に行うほか、外部コンサルタントのアドバイスを得ながら、適正な企業統治を実現してまいります。

(3) 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は21,796千円であり、その主なものは、生産能力増強及び生産効率改善のための製造設備等であります。この設備投資にかかる金額は17,284千円であります。なお、当連結会計年度における設備投資に要した資金は自己資金の充当によるものであります。

(4) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

1) 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 24 期 (H14.4~H15.3)	第 25 期 (H15.4~H16.3)	第 26 期 (H16.4~H17.3)	第 27 期 (H17.4~H18.3)
売 上 高 (千円)	1,417,563	1,444,890	1,773,236	2,406,512
経 常 損 益 (千円)	△2,693,893	△1,650,913	△ 907,029	△ 300,312
当期純損益 (千円)	△3,298,549	△2,524,467	△ 986,103	△ 303,881
1株当たりの 当期純損益 (円)	△ 276.29	△ 211.45	△ 82.60	△ 25.45
総 資 産 (千円)	11,421,272	9,104,890	8,009,864	7,606,487

2) 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 24 期 (H14.4~H15.3)	第 25 期 (H15.4~H16.3)	第 26 期 (H16.4~H17.3)	第 27 期 (H17.4~H18.3)
売 上 高 (千円)	1,275,216	1,375,721	1,656,201	2,190,213
経 常 損 益 (千円)	△1,185,490	△1,485,129	△ 833,021	△ 363,325
当期純損益 (千円)	△2,634,434	△2,433,549	△ 890,605	△ 385,613
1株当たりの 当期純損益 (円)	△ 220.66	△ 203.84	△ 74.60	△ 32.30
総 資 産 (千円)	10,960,962	8,766,705	7,754,493	7,252,021

(注) 1株当たりの当期純損益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

2. 企業集団及び会社の概況(平成18年3月31日現在)

(1) 企業集団の主要な事業内容

- 1) 光通信用部品、光測定器及びソフトウェアの開発・製造・販売
- 2) 不動産賃貸借、管理、保有、運用

分 類		主 要 製 品
光 部 品 関 連 事 業	光パワーモニタ	IPD, PDA, TPR
	光 フィ ル タ	OEM, WDM, CWDM, MDM, TPF, C-CWDM, Metro-X
	光 減 衰 器	OVA-20M/650, MOVA
	波 長 ロ ッ カ ー	OWL
	光フィルタ応用	OTF-30M/300
	光 遅 延 器	ODL
光 測 定 器 関 連 事 業	半 導 体 レ ー ザ ー	ECL, TSL
	超 広 帯 域 光 源	UWS
	高 速 ス キ ャ ニ ン グ レ ー ザ ー	HSL
	光インスツルメンツ	OTF-930, PEM, OVA-920
	光 部 品 測 定	PMD
	光ファイバ検査	FTS, FTM, FTC
	画 像 処 理	HRS
シ ス テ ム ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	ソフトウェア販売	RSup, Safetypro

(2) 企業集団の主要な営業所及び工場

本 社 愛知県小牧市、春日井市
工 場 同上

(3) 株式の状況

- 1) 会社が発行する株式の総数 37,755,200株
- 2) 発行済株式総数 11,939,500株
- 3) 株主数 4,114名

(注) 新株予約権の行使により、当連結会計年度に700株の新株を発行いたしました。

(4) 大株主の状況（上位7名）

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
	株	%	株	%
(有) 光和	3,794,000	31.79	—	—
定 村 政 雄	806,000	6.75	—	—
定 村 幸 恵	554,000	4.64	—	—
鄭 台 鎬	504,000	4.22	—	—
鄭 元 鎬	504,000	4.22	—	—
鄭 昌 鎬	504,000	4.22	—	—
野村信託銀行株式 会社（信託口）	400,500	3.36	—	—

(5) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

決算期末において保有する株式
普通株式

67株

(6) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

1) 発行決議の日	平成15年6月18日	平成16年6月16日
2) 新株予約権の数	810個	848個
3) 新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式
4) 新株予約権の目的 となる株式の数	81,000株	84,800株
5) 新株予約権の発行 価額	無償	無償

(7) 企業集団及び当社の従業員の状況

1) 企業集団の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
男 性	100名	－名
女 性	15	△ 3
合 計	115	△ 3

(注) パートタイマー等86名は含まれておりません。

2) 当社の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	95名	－名	34.7歳	7.5年
女 性	11	△ 3	30.7	4.7
合 計	106	△ 3	34.3	7.2

(注) パートタイマー等86名は含まれておりません。

(8) 重要な企業結合の状況

1) 重要な子法人等の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
SANTEC U. S. A. CORPORATION	千円 27,537	% 100.0	光通信用部品及び光測定器の販売
SANTEC Europe Ltd.	42,448	100.0	光通信用部品及び光測定器の販売
聖徳科(上海)光通信有限公司	48,110	100.0	光通信用部品及び光測定器の販売

2) 企業結合の成果

当社の連結子法人等は、重要な子法人等の状況に記載の3社であります。

当連結会計年度の連結売上高は、2,406百万円、連結経常損失は300百万円、連結当期純損失は303百万円となりました。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高	借入先が所有する当社の株式 (議決権比率)
商工組合中央金庫	100,000千円	—

(10) 取締役及び監査役の状況

氏名	会社における地位	担当または主な職業
鄭 台 鎬	代表取締役社長	
田 島 暎 治	専務取締役	生産部門統括及び業務部門統括
鄭 元 鎬	常務取締役	営業部門統括 SANTEC U. S. A. CORPORATION 代表取締役
女鹿田 直 之	常務取締役	研究開発部門統括及び技術部門統括
杉 本 伸 人	取締役	製品企画統括
野 村 光 子	常勤監査役	
梅 野 正 義	監査役	
川 上 進	監査役	

(注) 1. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。

平成17年7月1日付 常務取締役 鄭 元鎬 昇任
(前任：取締役)

2. 監査役川上 進氏は、平成17年6月22日開催の第26回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。

3. 監査役梅野正義及び川上 進の両氏は、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

4. 期中退任監査役

監査役 都築 敏 (平成17年6月22日退任)

監査役 加藤英男 (平成17年6月22日退任)

(11) 会計監査人に対する報酬等の額

- ①当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 8,500千円
- ②上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の額 8,500千円
- ③上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額 8,500千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記③の金額には証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実 該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(千円未満切捨て)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	2,085,502	流動負債	527,353
現金及び預金	830,793	支払手形及び買掛金	285,907
受取手形及び売掛金	652,858	短期借入金	100,000
たな卸資産	523,166	リース債務	10,513
繰延税金資産	6,407	未払法人税等	10,543
短期貸付金	124,017	賞与引当金	17,107
その他の流動資産	10,267	その他の流動負債	103,281
貸倒引当金	△ 62,008	固定負債	225,208
固定資産	5,520,984	リース債務	3,629
有形固定資産	4,423,777	繰延税金負債	9,618
建物及び構築物	2,614,854	退職給付引当金	126,295
機械装置及び運搬具	41,627	役員退職慰労引当金	85,665
工具・器具及び備品	145,416	負債合計	752,562
土地	1,621,878	(資本の部)	
無形固定資産	121,738	資本金	4,975,109
ソフトウェア	59,188	資本剰余金	1,591,641
その他の無形固定資産	62,549	利益剰余金	223,625
投資その他の資産	975,469	株式等評価差額金	12,361
投資有価証券	846,768	為替換算調整勘定	51,210
繰延税金資産	119,643	自己株式	△ 24
その他の投資等	9,056	資本合計	6,853,924
資産合計	7,606,487	負債及び資本合計	7,606,487

連結損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(千円未満切捨て)

科 目	金	額
(経常損益の部)	千円	千円
営業損益の部		
営業収益		
売上高		2,406,512
営業費用		
売上原価	1,576,816	
販売費及び一般管理費	1,089,542	2,666,358
営業損失		259,846
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息及び配当金	12,227	
賃貸料収入	14,056	
その他の営業外収益	4,277	30,560
営業外費用		
支払利息	3,837	
減価償却費	41,542	
貸倒引当金繰入	5,320	
その他の営業外費用	20,325	71,027
経常損失		300,312
(特別損益の部)		
特別利益		
固定資産売却益	2,376	
投資有価証券売却益	7,143	9,519
特別損失		
固定資産除売却損	294	
たな卸資産廃棄損	10,527	
商品評価損	5,624	
減損損失	8,774	25,220
税金等調整前当期純損失		316,013
法人税、住民税及び事業税	5,400	
法人税等調整額	△ 17,533	△ 12,132
当期純損失		303,881

注記

〈連結計算書類作成のための基本となる重要な事項〉

1. 連結の範囲に関する事項

子法人等はすべて連結されております。

SANTEC U.S.A CORPORATION、SANTEC Europe Ltd.、聖徳科（上海）光通信有限公司の3社です。

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうち、聖徳科（上海）光通信有限公司の決算日は12月31日であり、その他の連結子法人等の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成にあたり、上記3月31日決算以外の1社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（利息法）

その他有価証券……………時価のあるもの

期末時の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

商品……………個別法による原価法

製品・半製品・仕掛品……………総平均法による原価法

原材料……………移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法（但し平成10年4月1日以降

取得の建物（建物附属設備は除く）

については定額法）ただし、在外連結子法人等については定額法によっております。

また、リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

無形固定資産……………ソフトウェア（自社利用分）につい

ては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、在外連結子法人等は個別見積りにより回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、在外連結子法人等を除き、支給見込額基準に基づき計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付の支給に備えるため、自己都合による当連結会計年度末要支給額の100%を計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額の100%を計上しております。

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価の方法

部分時価評価法によっております。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、発生時に一括して償却しております。

7. 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

〈貸借対照表関係〉

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,227,337千円

2. 重要な休止固定資産

建 物 581,120千円

構 築 物 32,694千円

土 地 41,177千円

〈損益計算書関係〉

1 株当たりの当期純損失 25円45銭

(ご参考)

要約連結キャッシュ・フロー計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(千円未満切捨て)

項 目	金 額
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	千円
税金等調整前当期純損失	△ 316,013
減価償却費	345,885
減損損失	8,774
引当金の増加額	19,234
売上債権の増加額	△ 146,254
棚卸資産の増加額	△ 76,379
仕入債務の増加額	23,673
その他	△ 29,383
計	△ 170,463
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産取得による支出	△ 10,232
投資有価証券売却による収入	13,756
その他	21,726
計	25,250
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務返済による支出	△ 152,387
その他	△ 422
計	△ 152,809
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	17,880
V. 現金及び現金同等物の減少額	△ 280,141
VI. 現金及び現金同等物の期首残高	1,110,935
VII. 現金及び現金同等物の期末残高	830,793

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月8日

s a n t e c株式会社
(登記上 サンテック株式会社)

取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 稲 越 千 束 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴 木 賢 次 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、s a n t e c株式会社（登記上 サンテック株式会社）の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第27期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いs a n t e c株式会社（登記上 サンテック株式会社）及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 膳本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第27期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について、取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、また必要に応じて子会社に対し会計に関する報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年5月13日

s a n t e c 株式会社 監査役会
常勤監査役 野村光子 ㊞
監査役 梅野正義 ㊞
監査役 川上進 ㊞

(注) 監査役梅野正義及び川上進は、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(千円未満切捨て)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	1,691,115	流動負債	519,587
現金及び預金	424,434	支払手形	197,342
受取手形	11,007	買掛金	88,428
売掛金	668,186	短期借入金	100,000
商品	31,238	リース債務	10,513
製品	143,342	未払金	357
半製品・仕掛品	178,528	未払費用	72,692
原材料	160,027	未払法人税等	9,838
未収消費税等	3,163	前受金	2,509
短期貸付金	124,017	預り金	18,750
その他の流動資産	9,176	賞与引当金	17,107
貸倒引当金	△ 62,008	その他の流動負債	2,047
固定資産	5,560,905	固定負債	225,208
有形固定資産	4,425,351	リース債務	3,629
建物	2,481,289	繰延税金負債	9,618
構築物	133,565	退職給付引当金	126,295
機械及び装置	35,978	役員退職慰労引当金	85,665
車両運搬具	5,649	負債合計	744,795
工具・器具及び備品	146,991	(資本の部)	
土地	1,621,878	資本金	4,975,109
無形固定資産	121,738	資本剰余金	1,591,641
借地権	62,034	資本準備金	1,591,641
ソフトウェア	59,188	利益剰余金	△ 71,863
その他の無形固定資産	515	利益準備金	313,750
投資その他の資産	1,013,815	当期末処理損失	385,613
投資有価証券	846,768	株式等評価差額金	12,361
子会社株式	111,291	自己株式	△ 24
出資金	60	資本合計	6,507,225
子会社出資金	48,110		
その他の投資等	7,585		
資産合計	7,252,021	負債及び資本合計	7,252,021

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(千円未満切捨て)

科 目	金	額
(経常損益の部)	千円	千円
営業損益の部		
営業収益		
売上高		2,190,213
営業費用		
売上原価	1,577,816	
販売費及び一般管理費	924,398	2,502,214
営業損失		312,001
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,635	
貸貸料収入	14,056	
その他の営業外収益	3,910	21,602
営業外費用		
支払利息	3,837	
減価償却費	41,542	
貸倒引当金繰入	5,320	
その他の営業外費用	22,225	72,926
経常損失		363,325
(特別損益の部)		
特別利益		
投資有価証券売却益	7,143	7,143
特別損失		
固定資産除売却損	294	
たな卸資産廃棄損	10,527	
減損損失	8,774	
商品評価損	5,624	25,220
税引前当期純損失		381,403
法人税、住民税及び事業税		4,210
当期純損失		385,613
前期繰越利益		—
当期未処理損失		385,613

注記

〈重要な会計方針〉

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券……………償却原価法（利息法）
 - 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法
 - その他有価証券……………時価のあるもの
 - 期末時の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
 - 時価のないもの
 - 移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商品……………個別法による原価法
 - 製品・半製品・仕掛品……………総平均法による原価法
 - 原材料……………移動平均法による原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産……………定率法（但し平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）については定額法）
 - また、リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
 - 無形固定資産……………ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
4. 引当金の計上の方法
 - 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。
 - 退職給付引当金……………従業員の退職給付の支給に備えるため、自己都合による期末要支給額の100%を計上しております。
 - 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税等の会計処理方法…税抜方式によっております。

〈貸借対照表関係〉

1. 子会社に対する短期金銭債権	221,538千円
2. 子会社に対する短期金銭債務	14,753千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	3,226,893千円
4. 重要な休止固定資産	
建 物	581,120千円
構 築 物	32,694千円
土 地	41,177千円
5. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額は12,361千円です。	
6. 資本の欠損の額	385,638千円

〈損益計算書関係〉

1. 子会社との取引高	
売 上 高	922,698千円
仕 入 高	23,718千円
販売費及び一般管理費	20,532千円
2. 1株当たりの当期純損失	32円30銭

損 失 処 理 案

当期末処理損失の処理

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 理 損 失	385,613,648
これを次のとおり処理いたします。	
資 本 準 備 金 取 崩 額	385,613,648
次 期 繰 越 損 失	0

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月8日

s a n t e c 株式会社
(登記上 サンテック株式会社)

取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 稲 越 千 束 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴 木 賢 次 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、s a n t e c 株式会社（登記上 サンテック株式会社）の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第27期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び損失処理案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 損失処理案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第27期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 損失処理に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月12日

s a n t e c 株式会社 監査役会

常勤監査役 野村光子 ㊟

監査役 梅野正義 ㊟

監査役 川上進 ㊟

(注) 監査役梅野正義及び川上進は、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第27期損失処理案承認の件

議案の内容は、添付書類（23頁）に記載のとおりであります。

当期は、営業報告書に記載しましたとおり、世界的な通信機器設備投資の回復を背景に業績の回復に努めた結果、売上高が増加いたしました。が、収益面では、営業利益の黒字化には至りませんでした。株主の皆様には、誠に申し訳なく存じますが、当期の利益配当金につきましては、無配とさせていただきます。たく存じます。

なお、当期未処理損失につきましては、資本準備金を取り崩して損失の填補に充てさせていただきます。くご承認をお願いするものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」（平成17年法律第86号）並びに会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）および会社計算規則（同13号）が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款の変更、新設、削除等を行うもので、その主な内容は次の通りであります。

文言や表現を会社法の規定に適応させるための変更、削除、及び従来の定款の構成を会社法の規定に沿った形で表現できるような体裁に変更するための章の構成とし、それに伴う条文の移動を行い、より効率的で機動的に会社経営を行っていくことを目的として、主に次の変更を行うものであります。

①株券を発行する旨の規定の新設、②単元未満株式の権利の一部を制限するための規定の新設、③取締役会の決議について書面による決議を可能とするための規定新設④取締役と監査役の責任免除規定の新設、⑤株主総会において充実した情報開示ができるよう、参考書類等のインターネット開示に関する規定

を新設するものであります。

なお、取締役の責任免除規定の新設につきましては監査役の全員一致による監査役会の承認を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第1章 総 則 (商号)	(現行どおり)
第1条 当社は、s a n t e c 株式会社と称し、登記上 はこれをサンテック株式 会社と表示する。	
2 当社の英文社名は、S A N T E C C O R P O R A T I O Nと称する。	
(目的)	(現行どおり)
第2条 当社は、次の事業を営 むことを目的とする。	
1. 光通信用品の開発、製 造及び販売	
2. 光センサーの開発、製造 及び販売	
3. 半導体レーザーの応用製 品の開発、製造及び販売	
4. 画像処理装置の開発、製 造及び販売	
5. 情報通信機器の開発、製 造及び販売	
6. ソフトウェアの開発、製 造及び販売	
7. 不動産の賃貸借、管理、 保有、運用	
8. 上記各号に附帯関連する 一切の業務	
(本店の所在地)	(現行どおり)
第3条 当社は、本店を愛知県 小牧市に置く。	

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してする。</p> <p>第2章 株 式 (発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、37,755,200株とする。 ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、<u>株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載してする。</p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、37,755,200株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社の株式については、<u>株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(基準日)</u></p> <p>第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 本定款に定めのある場合のほか、必要あるときは、取締役会の決議により予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p><u>(名義書換代理人)</u></p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第10条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>3 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p>	<p>3 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿</u>及び株券喪失登録簿は、<u>株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを<u>株主名簿管理人</u>に委託し、当会社においては取扱わない。</p>
<p>（株式取扱規程）</p>	<p>（株式取扱規程）</p>
<p>第10条 当会社の電磁的方法による議決権その他の株主権の行使等に関する取扱、株券の種類及び株式の名義書換、<u>実質株主通知の受理、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録簿の手続、単元未満株式の買取り、届出の受理</u>その他株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>第12条 当会社の株券の種類及び株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第3章 株主総会 （招集）</p>	<p>第3章 株主総会 （招集）</p>
<p>第11条 当会社の定時株主総会は、<u>毎営業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>2 株主総会は、本店所在地及びその隣接地のほか、名古屋市において招集する。</p>	<p>第13条 当会社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>2 株主総会は、本店の所在地及びその隣接地のほか、名古屋市において招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(新設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>2 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>	<p>(<u>定時株主総会の基準日</u>)</p> <p>第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u>)</p> <p>第16条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は<u>本定款</u>に別段の定めがある場合を除き、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は15名以内とする。</p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は<u>就任後2年内の、最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を<u>証明</u>する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 (現状どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>2 取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>2 取締役会はその決議によって、取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p>
<p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	
<p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>2 取締役、監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>2 取締役、監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第21条 取締役会の決議は、取締役過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p>
	<p>第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たした時は、取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(取締役会規程) 第22条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬) 第23条 取締役の報酬は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第24条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法) 第25条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p>(取締役会規程) 第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額をもって、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金150万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任の方法) 第30条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>	<p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役の任期)</p>	<p>(監査役の任期)</p>
<p>第26条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時</u>までとする。</p>	<p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p>
<p>(予備監査役の選任)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第27条 法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、<u>定時株主総会において予備監査役を選任することができる。</u></p>	
<p>2 法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになり、<u>定時株主総会であらかじめ選任された予備監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	
<p>3 <u>あらかじめ選任された予備監査役の選任の効力は、選任後最初に開催される定時株主総会開催の時</u>までとする。</p>	
<p>(常勤の監査役)</p>	<p>(常勤の監査役)</p>
<p>第28条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>第32条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p>
<p>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>	<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第31条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の報酬)</p> <p>第32条 監査役の報酬は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>
	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額をもって、その責任を免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 執行役員 (執行役員の選任)</p> <p>第<u>33</u>条 当社は、取締役会の決議により、執行役員を置き、会社の業務執行を委ねることができる。</p> <p>2 取締役会は、執行役員を選任し、取締役会の決定した業務の執行を行わせることができる。</p> <p style="text-align: center;">(執行役員業務監督)</p> <p>第<u>34</u>条 取締役会及び取締役は、執行役員職務の執行を監督し、必要な指示命令を行う。</p> <p>2 執行役員は、前項によるほか業務の執行の状況を1ヶ月に1回以上、取締役に報告するものとする。</p> <p>3 前項によるほか、取締役は、必要に応じて執行役員を取締役に出席させ、業務の執行の状況を報告させることができる。</p>	<p>2 <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金150万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 執行役員 (執行役員選任)</p> <p>第<u>38</u>条 当社は、取締役会の決議によって、執行役員を置き、会社の業務執行を委ねることができる。</p> <p>2 取締役会は、執行役員を選任し、取締役会の決定した業務の執行を行わせることができる。</p> <p style="text-align: center;">(執行役員業務監督)</p> <p>第<u>39</u>条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(執行役員の任期)</p> <p>第35条 執行役員の任期は2年とし、選任時及び退任の時期は取締役 に準ずるものとする。なお、退任、辞任、補充選任、その他の取扱いについても取締役に準じるものとする。</p> <p>2 取締役会は執行役員を任期の途中であっても解任することができる。</p>	<p>(執行役員の任期)</p> <p>第40条 執行役員の任期は2年とし、選任及び退任の時期は取締役に準ずるものとする。なお、退任、辞任、補充選任、その他の取扱いについても取締役に準じるものとする。</p> <p>2 取締役会は執行役員を任期の途中であっても解任することができる。</p>
<p>(利益相反取引の承認)</p> <p>第36条 会社と執行役員が利益相反する取引をなす場合、または執行役員が自己もしくは第三者のために会社の営業の部類に属する取引をなす場合には、あらかじめ取締役会の承認を要するものとする。</p>	<p>(利益相反取引の承認)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p>
<p>(執行役員規程)</p> <p>第37条 取締役会は、その他必要事項について、執行役員規程及び執行役員職務分掌規程を定めるものとする。</p>	<p>(執行役員規程)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p>
<p>第 7 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p>	<p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p>
<p>第38条 当社の営業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>	<p>第43条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p>
<p>(利益配当金)</p> <p>第39条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して支払う。</p>	<p>(剰余金配当の基準日)</p> <p>第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(中間配当)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第41条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第46条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、5名の再任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式 の数	当社との 特別の 利害関係
1	鄭 台 鎬 (昭和37年7月16日生)	平成3年4月 当社入社 平成6年4月 専務取締役就任 営業本部長就任 平成11年1月 研究開発本部長就任 平成13年2月 代表取締役専務就任 平成13年9月 代表取締役社長就任 (現任) (他の法人等の代表状況) 平成13年12月 SANTEC Europe Ltd 代表取締役就任 (現任) 平成14年6月 聖徳科(上海)光通信有限公司 董事長兼總經理 (現任)	504,000株	なし
2	田 島 映 治 (昭和22年12月7日生)	昭和46年4月 (株)日立製作所入社 平成11年12月 (株)日立製作所情報機器事業部生産統括センター長就任 平成13年1月 当社入社 平成13年4月 光コンポーネント統括本部長就任 取締役就任 平成13年5月 光製造統括部長就任 平成14年2月 専務取締役就任 (現任) 平成15年4月 生産部門統括及び業務部門統括 (現任) 平成17年7月	2,000株	なし
3	鄭 元 鎬 (昭和38年9月18日生)	平成元年8月 当社入社 平成7年4月 海外部長 平成10年4月 SANTEC U. S. A. CORPORATION 取締役副社長就任 平成12年1月 取締役就任 平成17年7月 常務取締役就任 営業部門統括(現任) (他の法人等の代表状況) 平成13年7月 SANTEC U. S. A. Corporation 代表取締役就任 (現任)	504,000株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式 の数	当社との 特別の 利害関係
4	女鹿田 直之 (昭和35年8月27日生)	昭和60年4月 ㈱富士通研究所入社 平成3年4月 当社入社 平成6年5月 常務取締役就任(現任) 平成11年4月 生産本部長就任 平成13年4月 研究企画部長就任 平成15年4月 研究開発部長 営業統括部製品企画 グループ長兼任 平成16年12月 研究開発部門統括及 び技術部門統括(現任)	114,600株	なし
5	杉本 伸人 (昭和35年3月29日生)	昭和57年6月 当社入社 平成8年4月 営業技術部長 平成10年5月 取締役就任(現任) 営業第1部長 平成13年4月 営業企画部長就任 平成14年2月 新製品マーケティング 担当就任兼営業管 理部長就任 平成15年4月 営業統括部日本営業 グループ長就任 平成16年2月 日本・アジア営業グ ループ担当兼任 平成16年12月 製品企画統括(現 任)	95,400株	なし

以上

メモ

株主総会会場ご案内図

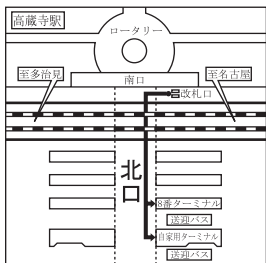
会場 愛知県小牧市大字大草字年上坂5823番地
電話 (0568)79-3535(代表)



【交通機関】

1. JRにてお越しの方は、中央線に乗車され「高蔵寺駅」で下車してください。（「名古屋駅」より所要時間は約30分です。）
なお、当日JR「高蔵寺駅」の北口から午前9時10分と9時30分に出発するバスを用意しておりますので、ご利用ください。
2. お車でお越しの方は、国道19号線「春日井IC」から多治見方面へ向かい「宮ノ上」交差点を左折後約1km直進して左方に建物が見えます。（「春日井IC」より約5.6km、「小牧東IC」より約4kmです。）

JR高蔵寺駅からお越しの方



送迎バス時刻

- (高蔵寺駅北口バスターミナルより)
- ・午前9時10分出発 (8番ターミナル)
 - ・午前9時30分出発 (自家用ターミナル)
- ◆改札口より当社案内員が誘導いたします。

帰路送迎バス運行予定

- (JR高蔵寺駅行き)
- ・総会終了後発車
 - ・会社説明会終了後発車
 - ・工場見学終了後発車
 - ・懇親会終了後発車